

むつ市農業委員会
第 8 3 8 回総会議事録

むつ市農業委員会第838回総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月11日（火）10時30分から11時30分

2. 開催場所 プラザホテルむつ プラザホール

3. 出席委員

○農業委員（16名）

議席	氏名
1	村口利光
2	畑中光政
5	柏谷均
6	水戸隆璽
7	新堂真
8	中嶋寿樹
9	面村一松
10	坂本正一
11	嶋影秀子
12	林忠久
13	浜田昭彦
14	立花幸雄
16	齊藤榮佐男
17	佐々木貢
18	杉山重一
19	中村貞幸

○農地利用最適化推進委員（8名）

地区	氏名
第2地区	山田紀子
第3地区	山本幸光
第4地区	田中慶吾
第5地区	佐々木武美
第6地区	内山義美
第7地区	菊池幸子
第8地区	猪口和則
第9地区	千葉好二

4. 欠席委員

○農業委員（2名）

3	鴨 田 輝 雄
15	蛭 名 修 一

○農地利用最適化推進委員（2名）

第1地区	蛭 名 俊 文
第10地区	富 江 佳 奈 子

5. 議事の概要

日 程 第 1	会議録署名委員の指名
日 程 第 2	会期の決定
議案第31号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第32号	農地利用状況調査に伴う非農地の承認について
議案第33号	令和7年度最適化活動の目標の設定について
報告第32号	農地の転用事実照会について
報告第33号	農地の転用事実照会について
報告第34号	農地の転用事実照会について
報告第35号	令和7年度農業委員会総会開催日程について

6. 会議に従事した職氏名

事務局長	立 花 一 雄
総括主幹	菅 原 賢一郎
主 幹	白 戸 由布子
主 幹	澤 田 眞紀子
会計年度任用職員	武 市 真 実

7. 会議録署名委員

6 番	水 戸 隆 璽	7 番	新 堂 真
-----	---------	-----	-------

8. 会議記録者

農業委員会事務局主幹	澤 田 眞紀子
------------	---------

9. 会 議 の 概 要

	———農業委員会憲章唱和———
議長(坂本会長)	ただいまから、むつ市農業委員会第838回総会を開催いたします。 ただいまの出席委員は、18名中16名で、定足数に達しております。 これより、本日の会議を開きます。 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において6番 水戸隆璽委員、7番 新堂真委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の澤田主幹を指名いたします。 日程第2 会期の決定を行います。 本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声あり)
議長(坂本会長)	ご異議がないので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたします。 日程第3、議案審議を行います。 議案第31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。 議案第31号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第31号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。 申請地は、むつ市南赤川町2番23、面積453㎡で、親子間で生前贈与しようとする申請です。 申請理由は、現在協力しながら耕作しているが、母親が高齢で耕作するのが困難であるためとのことです。 2月28日に、佐々木委員、中村委員、佐々木推進委員、事務局の4名で現地確認調査したところ、積雪により耕作状況は確認できませんでしたが、利用状況調査時に耕作していることを確認しております。 農地までの道や周辺農地への影響、営農計画等について問題はなく、農地法第3条第2項各号に該当は見られず、許可しても良いと思われます。 以上で説明を終わります。
議長(坂本会長)	ただいまの説明に関して、現地確認を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。 議案第31号について補足説明ございますか。
中村委員	事務局の説明のとおりで、特に問題ありません。

議長(坂本会長)	現地調査ご苦労様でございました。 説明が終わりましたので、これより議案第３１号について審議を行います。質疑を許します。質疑ございませんか。 ありませんか。
各委員	(なしの声あり)
議長(坂本会長)	質疑がありませんので、本案について原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
各委員	(なしの声あり)
議長(坂本会長)	ご異議なしと認めます。 よって、議案第３１号は原案のとおり許可することに決定いたしました。 次に、議案第３２号、農地利用状況調査に伴う非農地の承認についてを議題に供します。 議案第３２号について事務局に説明を求めます。
事務局	議案第３２号、農地利用状況調査に伴う非農地の承認について、ご説明いたします。 本案は、昨年１０月、１１月に行った農地利用状況調査の結果、再生利用が困難な農地と判断した農地を、非農地判断基準に照らし、非農地とし、農地台帳から削除することの適否について判断を求めるものです。 再生利用が困難な農地は、合計６０５筆、面積にして９３３，６４４．３４㎡で、このうち、本議案で非農地の承認を求める農地は５０５筆、面積７６８，２３９．３４㎡です。 残りの１００筆、面積１７５，４０５㎡は、農業者年金、土地改良賦課金、各種交付金、贈与税相続税納税猶予等に影響を及ぼす可能性が有る農地、又は周辺地域及び地域環境への影響を生じる可能性がある農地であることから、議案から除いています。 非農地の承認を求める農地の詳細は、議案資料１１頁から３１頁に地区別に記載しているとおりで。 また、それらの位置は、別冊の「令和６年農地利用状況調査で再生困難農地と判断した農地位置図」に記載したとおりで、議案書の土地の番号と位置図の番号が一对一对応しております。 以上で説明を終わります。
議長(坂本会長)	説明が終わりましたので、これより議案第３２号について審議を行います。質疑を許します。 質疑ございませんか。 (挙手あり)

	中村委員
中村委員	議案の7番目の土地、南赤川町24番1、図面でいうと2頁目の7のところですが、面積が大きくて、田んぼを作っていたところを今は実行組合が管理していますので、非農地になると困るのですが、予め除いたという100筆と同じ扱いにしてもらえないでしょうか。
議長(坂本会長)	事務局
事務局	助成金等の対象であるかどうかは、事前に再生協議会に照会したうえで、予め議案から除いておりますが、実行組合の管理地であるとのことですので、再確認が必要ですので、今回の議案からはずして進めます。7番は議案から外します。残りの農地についての非農地の承認をお願いします。
議長(坂本会長)	中村委員よろしいですか。
中村委員	はい、よろしくお願いします。
議長(坂本会長)	ほかにありませんか
	(挙手あり) 佐々木委員
佐々木委員	今質問があった土地は、田んぼだということですか。
事務局	田んぼとして台帳に落とし込んで(登録して)います。
佐々木委員	この土地は今、非農地の状態だと思うのですが、我々が農地パトロールをして、非農地だと判断した土地ではないのですか。 調査員が非農地だと決定したのに、管理団体が困ると言えば、非農地にしないというのは、どういうことなのでしょう。
事務局	非農地にしないと決定するものではなくて、今回の非農地議案からはずす、農事組合等が管理する他の農地と同様に非農地判断は留保しますので、その他の土地についての判断を(非農地承認を)お願いします。
議長(坂本会長)	佐々木委員、よろしいですか。 あのですね、基本的には、農地パトロールで、委員の皆さん、推進委員の皆さんがチェックした場所(再生困難の印を付けた場所)が、非農地の議案に挙がってくるのですが、全部が挙がるのではなくて、再生協議会とか改良区とかから事前に見てもらって、非農地にした場合の影響が大きい所は慎重に判断する必要があるのですが、非農地の議案に載せないという調整をしていると思うのですが、この調整から漏れた、除き忘れたということだと思いますが。

	(挙手あり) 中村委員
中村委員	この場所ですが、大きい土地で、全体を見ると山林化した部分の方が多くて、それで×印（再生困難の印）ついたのは分かるのですが、減反で、実行組合が管理している面積に入っていて転作奨励金の対象面積に入っているの、他の減反の土地と同じように扱ってもらえないかなということです。
議長（坂本会長）	私もそう思います。再生協議会と調整した上で、中村委員の意見を取り入れて貰いたいと思います。 おそらく、減反中のところは、再生協議会に届けた地目は、ほとんどが田んぼだと思います。 佐々木委員よろしいでしょうか。
佐々木委員	いや、そうではなくて、農地パトロールで、農業委員が非農地だと判断したのに、総会で反対意見が出たり、再生協議会との調整で非農地にしないというなら、農地パトロールは何のためにやっているのですか。
事務局	農地パトロールは、非農地かどうかを調査に行っているのではなくて、台帳上の全ての農地について、耕作されているか、遊休農地になっていないか、荒廃の程度が進んでいないかなどを調査するもので、何かを決定するものではないです。 土地の現状、使われ方を調査していただいています。 農地パトロールでは、緑１号とか、黄色１号とか、荒廃の程度を調査して区別してもらっています。 緑１号というのは地図にはＢ１と書く、人力で耕起できそうな状態で、黄色１号というのは、Ｂ２と書く、農業機械なら耕起できそうな土地、もっと荒廃していたら再生困難の×印を書いて貰ってます。 パトロールが終わった段階では、まだ非農地という決定はしていません。再生困難農地という区分に仕分けされたというだけです。 再生困難農地が全部非農地になるわけではなくて、そこから、さらに非農地判断基準等に照らしたりして、本当に台帳から削除すべき農地を洗い出して、議案にして、総会で皆さんに非農地の決定をしてもらっています。 非農地証明願いや転用事実照会があったときの現地確認とは視点が違います。非農地証明願いの現地調査では、非農地か、そうでないか、という視点で現地調査しますが、パトロールはそれとは違います。 中村委員から発言があった７番の部分が、実際面積は小さいですが実行組合が管理していて、一部が減反奨励金の対象の農地という説明があり、交付金対象農地を確認した際に漏れていた可能性がありますので再度確認したいと思います。

議長(坂本会長)	中村委員、7番は再確認するという事で良いですか。
中村委員	はい。お願いします。
議長(坂本会長)	我々が、農地全部をパトロールして、区分して、地図に記号を書いて出すわけだが、確かに×印が付くような状態ではあるのだが、非農地にして台帳から落とす決定すると影響が大きいところがあるわけです。 もっと慎重に判断するために、時間を貰うというか、再生協議会とか関係機関と調整したり、年金の経営移譲の土地であるとかがあるので、そういう所は、直ぐに非農地議案にしないで、いろいろ再確認のために、時間を貰いますよ、判断を保留にしますよ。ということだと思います。今回の7番は、意見が出たから非農地にしない、ということではなくて、本来、事前の確認で除くべきところであったが、チェックから漏れたのだらうと思うので、今回の議案からはずす、7番は保留にする、ということです。いいですか。 他に質疑ありませんか
各委員	(異議なしの発声あり。) (不規則発言あり：終わってから事務局に聞けば良いのでは)
議長(坂本会長)	他に質疑ありませんか、異議なしの発声がありましたが、よろしいですか。 ほかに質疑がないようですので、本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声あり)
議長(坂本会長)	ご異議なしと認めます。よって議案第32号は原案のとおり承認することに決定いたします。 (※進行誤り。報告事項後のその他で訂正の審議あり。 誤：原案のとおり承認、正：No7を除く504筆について承認) 次に、議案第33号、令和7年度最適化活動の目標の設定について議題に供します。 議案第33号について、事務局より説明願います。
事務局	議案第33号 令和7年度最適化活動の目標の設定についてご説明いたします。 これは、令和3年の農地法改正に伴い、設定項目が見直され、また公表が義務付けられたもので、令和4年度以降、農業委員会総会議案として審議をお願いするものであります。 総会で承認を得たあと、インターネットで公表するとともに、県知事へ報告します。

それでは内容について、ご説明します。

「Ⅰ 農業委員会の状況」は、令和7年4月1日現在の内容として、それぞれ農業センサス2020など、既に公表されている政府統計から、内容を転記したものです。

センサスは5年に一度の統計ですので去年と同じです。

次のページをお開き下さい。

「Ⅱ 最適化活動の目標」ですが、こちらにも各種統計からの転記があります。

一段目の表のこれまでの集積済面積1,068ヘクタールは、令和5年度末現在の面積で、むつ市産業政策部が集計した担い手調査の値です。

令和4年度より減っているのは、認定農業者の減少、認定新規就農者に区分されていた方々が今後育成すべき農業者への変更、集落営農面積の減少などが理由となっています。今後、令和6年度末の集積済面積が集計され次第、そちらの数値に修正する予定です。

次に、「②目標」についてですが、各農業委員会が策定した「農地等の利用の最適化に関する指針」での集積率目標が80パーセントを超えない場合は、青森県が定めた目標と同じ、令和12年度末までに、90%、を目指すこととなります。

令和7年度目標も、最近の集積面積から現実的な値として、20ヘクタールと設定しております。

次に、「(2) 遊休農地の解消 ①現状及び課題」の面積ですが、これは令和6年度のパトロール結果を記載しています。「緑区分遊休農地」というのは、当委員会が使っている記号では「B1」の農地のことです。荒廃の程度が比較的軽い農地のことです。

「黄色区分遊休農地」というのは、「B2」の農地のことです。

課題については代表的と考えられるものを記載しました。

次の「②目標」ですが、令和3年度のパトロールでは、1号緑区分も1号黄色区分も確認されておりませんでしたのでaもbも0となっており、こちらに記載するのは3年度を基準にした解消目標面積となりますので、0としております。

なお、「イ新規発生遊休農地の解消」の部分につきましては、令和6年度に新たに確認された緑1号遊休農地をそのまま記載することとなっており、68ヘクタールです。

次のページをご覧ください。

「(3) 新規参入の促進」の①現状と課題につきましては、表のとおりで、令和5年度新規参入者は1経営体で、奥内の●●●●さんです。

次に、②の目標ですが、過去3年間に新規参入者へ集積された面積の平均の1割以上と定められておりますので、平均24ヘクタールの1割以上で、2.4ヘクタールと設定しました。

	次に、中段の、「２ 最適化活動の活動目標（１）推進委員等が最適化活動を行う日数目標」につきましては、国の最適化交付金の交付額算定の評価基準である月当たり１０日と、青森県農業会議が示す「最低でも月６日」を参考とし、６日と設定させていただきました。 次に、「（２）活動強化月間の設定目標」については、３か月分以上を設定する必要があります。例年、むつ市農業委員会では８月総会で調査用地図を配布し、９月から１０月末頃までに農地パトロールを行っている実績があり、事後調査や事後処理、その他事務局の業務などを含めると、１１月末頃に農地パトロールが終了しております。そのスケジュールを踏まえ、１月から２月かけて農地利用意向調査を開始するというのが適正と考えました。 １２月は地区懇談会等により、農地集積の必要性について理解促進を図ることとしました。 「（３）新規参入相談会への参加目標」についてですが、むつ市産業政策部では、新規参入相談会の開催予定はないとのことですが、青森県や青森県農業会議等が主催するもののうち、農業者又は、新規参入を考えている方が参加する会に、最低１回は参加することを目標としたものです。 以上で説明を終わります。
議長(坂本会長)	説明が終わりましたので、これより議案第３３号について審議を行います。質疑を許します。 質疑ありませんか。
各委員	(ありませんの声あり)
議長(坂本会長)	それでは、質疑がありませんので、本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声あり)
議長(坂本会長)	ご異議なしと認めます。 よって、議案第３３号は原案のとおり承認することに決定いたしました。 以上で議案審議について終了しました。 続きまして、報告事項、報告第３２号から３５号について、事務局に説明を求めます。
事務局	報告第３２号、農地の転用事実に関する照会について、ご報告いたします。 照会農地は、むつ市川内町板子塚４８番、登記地目「畑」、農地台帳地目「山林」、面積６４４㎡、農業振興地域外、農用地区域外の土地で、

●● ●●さんの所有で、本人からの申請による照会です。

2月28日、村口委員、鴨田委員、千葉推進委員、事務局の4名で現地確認をした結果、急傾斜地を開墾した農地で、所有者が相続する前から山林であったと思われ、周辺の土地も山林であり、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地、非農地証明基準の(4)のアに該当し、「非農地」と回答しています。

次に、報告第33号、農地の転用事実に関する照会について、ご報告いたします。

照会農地は、むつ市川内町熊ヶ平97番2、登記地目「畑」、農地台帳地目「山林」、面積1,315㎡、農業振興地域外、農用地区域外の土地で、●● ●●さんの所有で、本人からの申請による照会です。

2月28日、村口委員、鴨田委員、千葉推進委員、事務局の4名で現地確認をした結果、所有者が相続する前から山林であったと思われ、周辺の土地も山林であり、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地、非農地証明基準の(4)のアに該当し、「非農地」と回答しています。

次に、報告第34号、農地の転用事実に関する照会について、ご報告いたします。

照会農地は、むつ市上川町131番3、登記地目「田」、農地台帳地目「宅地」、面積165㎡、農業振興地域外、農用地区域外の土地で、亡き●● ●●さんの所有で、上川町在住の親族からの申請による照会です。

この土地は、2021年、令和3年農地利用状況調査で再生困難農地に分類され、第800回総会で非農地の承認を得ていることから、「非農地」と回答しています。

次に、報告第34号(誤り。正しくは報告第35号。後に訂正)令和7年度農業委員会総会開催日程についてご説明いたします。

令和7年度の総会開催は、暦の関係から若干動くところがありますが、例年と同じく毎月10日から15日前後の火曜日又は水曜日の日程となっています。なお4月総会については、事務局職員の異動に伴う歓送迎会が予定されておりますことから、開催時刻がこの時刻になっております。

また、予定表には記載されていませんが、農地法関連の申請締切日は、これまで毎月25日前後でしたが、郵便物の配達が平日のみとなったことにより、現地確認や総会資料の作成等の事務に支障をきたし始めたことから、毎月20日前後に変更いたします。

皆さんからのご意見がなければ、この予定で実施することといたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、市議会定例会がある月、6月、9月、12月、3月は、市議会の日程により総会の開催日時を変更する可能性がありますので、ご了承ください。

以上で報告を終わります。

	以上で、本日の議案審議、報告事項は全て終了しました。 他に委員の皆さんから何かございますか。 (挙手あり)
立花委員	立花委員
	報告第34号が二つありますが。
事務局	申し訳ございません。総会日程は報告第35号です。訂正をお願いします。
議長(坂本会長)	ほかにありませんか。 (挙手あり)
	杉山委員
杉山委員	総会の日程について意見があります。この2～3年思っていることなのですが、市議会のある月には変更の可能性があるとのことですが、市議会は市議会、農業委員会は農業委員会なのですから、総会の日程は事前に決めて公開しているのですから、総会の方を変更するのはどうなんでしょうか。
事務局	市議会の日程は一ヶ月前ぐらいにならないと決まらなくて、会長に出席要求が来ると出なければならないので、日程が重なった場合は総会の日程を変更させていただいています。
杉山委員	総会の方を優先してもらって、市議会の方には、職務代理者ではだめなのかとか、どうしても出なければならないのかとか、協議してもらって、総会は予定どおり開くのが良いと思います。
議長(坂本会長)	ありがとうございます。市議会と調整して、良い方法を相談したいと思います。 その他ありませんか。 (挙手あり) 水戸委員
水戸委員	33号(正しくは議案32号)のところで、事務局は説明の中で、中村委員が言った7番をはずす、会長も7番は保留にする、と言ったのに、議事進行で「原案のとおり承認することに～」と言ったが、おかしいのではないですか。原案というのは、7番が入った状態が原案なのですから、「原案のとおり承認することに決定しました」はおかしいのではないですか。 原案のとおり承認したら、7番は非農地と決定したことになるのではないですか。

議長(坂本会長)	7番を今回の議案から除くことについて、皆さんの了解を得たと思うので、それで、それが除かれた原案を承認する、ということではないでしょうか。
水戸委員	ですから、「原案のとおり承認」ではないですね。 7番を除いて採決とらなきゃならないのではないですか。
議長(坂本会長)	事務局からも議案から除くのを見落とした、結果的に議案に見落としがあったというふうなことだったので、議案の調整(誤謬訂正)ということのできるのかなと思った次第です。
水戸委員	7番は非農地判断を保留する、という説明があっただけで、原案は、議案は訂正されてないじゃないですか。原案には7番が入っている。 7番以外を承認するというように進行しないと、7番も非農地として承認したことになるじゃないですか。
議長(坂本会長)	わかりました。私の進行に不手際がありました。申し訳ありませんでした。 議案第32号の進行に不備がありましたので、あらためて審議します。議案第32号については、7番を除く農地について、非農地とすることにご異議ありませんか。
各委員	(異議なし)の声あり
議長(坂本会長)	ご異議なしと認め、そのようにいたします。 不手際があり大変申し訳ありませんでした。 他に何かありませんか。ないですか。 それでは、以上をもちまして、むつ市農業委員会第838回総会を閉会します。

10. 会議録署名委員

会議録署名委員 水 戸 隆 璽

会議録署名委員 新 堂 真